

民主県政をつくるみんなの会

資料集

対県要求

1. 看護師確保対策に関する要請書

・・・岡山県医労連

2. 2011 年秋・社会保障の充実を求める要請

・・・岡山県社会保障推進協議会

3. いっそうのゆきとどいた教育の条件整備等を求める要請書

・・・おかやま教育文化センター

4. 「総合福祉法」(仮称)制定にあたって、内閣総理大臣および厚生労働大臣に意見を具申することを求める要望書

・・・障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

5. 2012 年度県予算編成にあたり障害児者施策の充実を求める要望書

・・・障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

6. 国保滞納者の差し押さえ急増、4年で5倍 朝日新聞調査

・・・岡山市社会保障推進協議会

7. 2011 年度県民の人権と福祉にかかわる要求書

・・・岡山県地域人運動連絡協議会

看護師確保対策に関する要請書

1. 第7次看護職員需給見通しおよび看護師確保対策の強化について

- ①第7次看護職員需給見通しを実行あるものとするため、離職防止対策、再就職支援などを強化すること。

600人の供給不足。見通しでは改善しにくい。2万6千人の有免許者。働きやすい環境づくりが大切。離職理由は人間関係など色々あるでしょうが、残業などの理由があるのでしょうか。職場定着が重要。院内保育所の充実のため、助成を行っている。新人研修にも助成を行い、充実を図っている。再就職支援として、ナースセンターで紹介、実地研修、ガイダンスやセミナーを看護協会主催で行っているものに補助をしている。

・・取り組む。県南・県北ガイダンスと一緒にPRしていただきたい。

- ②「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」(6/17付け厚労省通知)の周知徹底をはかること。

労働局で設置する企画委員会だが、今検討中とのこと。参加して助言等したい。ネットワーク作りだと認識している。関係局との連携・協力を努力していきたい。

2. 看護師確保対策の強化について

- ①以下の点を国に働きかけること

- i) 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

夜勤交替制については、国で検討するもの。県としては動向を注視したい。H22の病院報告書では、労働時間が40h以下は97%。超えているのは5病院程度。離職防止については、多様な勤務形態の提示を。労務管理をよくするための研修も実施している。

- ii) 医療、社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

高齢化・医療の高度化にともない、人・予算の確保が大切になっている。県としては、医療費の予算増額、支援策の拡充を要望している。

- iii) 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

国の財政も厳しいが、必要な施策を講じるべきである。財政措置については、被保険者の負担が過大にならないようにしたい。

- ②以下の点につき岡山県としての看護師確保対策を行うこと。

- i) 県立大学の定員数を増やすこと。

H19年に法人化し、定員等重要事項は法人で決めることになっている。要望があったということは伝える。29校で1500人が養成されており、岡山県は全国的に多い方である。定員数を増やすという策は承知している。岡山に残るためのPR、離職防止のための環境づくり等、やり方次第で岡山県の看護師確保は可能ではないか。

- ii) 民間病院が行う「再就職支援」の助成をさらに充実すること。

行政も一体となってが大事。看護講習会、協会への委託事業で行っている。就職フェアも年に数

回行っており、毎回盛況である。「地域再生医療計画」の補助金はH25年度までだ。

iii) 看護学校や院内保育所への補助金や看護学生の奨学金の増額など看護師確保対策予算を大幅に増額すること。

H20財政構造改革で予算の見直しとなっている。改革プランはどうか。補助金は大切に、国に対して必要なものは確保していく。それが継続して働くために大切と思っている。補助金等支援策の活用方法等周知を図る。制度の拡充を国に要望する。補助金の確保をがんばる。

3. 看護制度に関して

①准看護師に対して「2年課程通信制」に関する情報提供をさらに徹底すること。

情報提供に努める。ナースセンターの協力のもとに、准看護師の研修を行っている。パンフ作成・配布、研修会の開催を行っている。

②准看護師制度を廃止し、看護制度の1本化をはかるよう関係機関に働きかけること。

医療の高度化にともない、質の高いサービス(=人)の提供が求められている。国において検討すべきものであり、県は適切な対応を行っていく。

	平均	最大	最小	備考
有休取得	8.9日	27.8日	0.7日	最小 真庭市 5.1日 最大 津山・美作 11.1日
夜勤回数 3交替	7.9回	18回		減ってきている
2交替	4.3回	12h 7回 16h 14回		
超過勤務	4.4h/月	45h		最小 真庭市 2.6h 最大 県南東 4.8h

第7次岡山県看護職員需給見通し(常勤換算)

区分	H23(2011)年	H24(2012)年	H25(2013)年	H26(2014)年	H27(2015)年
需要数A	25,522	25,939	26,302	26,584	26,819
供給数B	24,917	25,300	25,751	26,233	26,745
差引計C=A-B	605	639	551	352	73

(単位:人)

2011年 11 月 21 日

岡山県知事
石井 正弘 様

岡山県社会保障推進協議会
会 長 岩間 一雄
〒700-0054
岡山市北区下伊福西町1-53
TEL 086-255-1140

2011 年秋・社会保障の充実を求める要請

地域住民の医療・福祉の向上、充実のために日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて 2 年前に国民の大きな期待を担って出発した民主党政権ですが、今年度予算の大きな柱となる特例公債法案を成立させるため、自民・公明両党に妥協する形で「子ども手当」「高校授業料の無償化」「農家の戸別所得補償」という国民寄りの政策を放棄してしまいました。さらに新首相に選ばれた野田首相は「税と社会保障の一体改革」と称して国民には消費税引き上げと社会保障の切り捨てを迫ろうとしています。

こうした状況の下では国民の医療と介護、社会保障を守るために、これまで以上に国民が声をあげていかなければなりません。と同時に、県民生活の守り手として岡山県の果たす役割は大きなものがあると考えます。

つきましては、以下の項目について要請いたします。いずれも県民の切実な要求であり、その実現のためにご尽力をいただくようお願いします。

記

1. 「税と社会保障の一体改革」を撤回するよう国に意見をあげてください。

2. 国民健康保険に関して

- ①国庫負担率を引上げるよう国に要請すること。
- ②短期保険証、資格証明書の発行をやめるよう各自治体に指導すること。
- ③各自治体に対して県独自の補助金を増額すること。
- ④国保の広域化をしないよう国に働きかけること。

3. 生活保護に関して

- ①国庫負担 10 割の引上げ、生活保護老齢加算を元に戻すよう国に要求すること。
- ②有期保護や医療費の一部負担など行わないよう国に要求すること。
- ③夏期加算の新設を国に要求すること。
- ④生活保護申請時は、本人の意志を確認し申請手続きは速やかに行い、要否判定は 14 日を堅持し、当面の生活費が必要な世帯には対応すること。
- ⑤生活保護世帯が冷暖房設備を購入のために利用する貸付制度の簡素化をおこなうこと。同時に一時扶助での購入ができるよう国に要求すること。

4. 地域介護の充実にむけて

- ①「財政安定化基金」を各自治体に積極的に交付し、保険料を引き下げさせること。
- ②待機者が多い「特養」などの高齢者施設を大幅に増やすこと。
- ③所得の少ない要介護者へ、新型特養の居住費、食費への助成を行うこと。
- ④介護の現場で働く人たちの報酬の引き上げのため、利用者負担増を伴わない、介護報酬の引き上げを国に要望すること。また介護従事者処遇改善臨時特例交付金の継続を国に働きかけること。
- ⑤要支援 1・2 の方の介護サービスを後退させないため引き続き介護保険でサービスを提供するよう各自治体を指導すること。

5. 子どもの医療費について

- ①中学卒業まで子どもの医療費を無料とするよう国に要望すること。

6. 年金に関して

- ①消費税によらない最低保障年金制度を創設するよう国に要望すること。

7. 障害者問題に関して

- ①国に重度障害者医療費公費負担の制度制定を求める意見書を提出してください。
- ②県実施の心身障害者医療費公費負担制度の改善を図ってください。
 - 1) 割負担をなくし無料化すること。併せて、入院時に、医者が必要と認めた個室利用の利用料を公費負担とすること。
 - 2) 対象を全国平均並みに、身障 3 級、療育 B および 65 才以後に重度障害者(身障手帳 1～3 級、療育手帳 A、B)になった人も対象にすること。
 - 3) 精神福祉手帳 1 級所持者も対象とすること。
- ③障害児の医療費は、せめて高校卒業年齢まで無料にしてください。
- ④8 月 30 日、障がい者制度改革推進会議第 18 回総合福祉部会において出された、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿って新障害者福祉法が制定されるよう働きかけてください。

以上

2011年2月10日

岡山県 教育委員会
委員長 松田 欣也 様
教育長 門野 八洲雄 様

岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階
おかやま教育文化センター
代表委員 難波一夫
代表委員 三宅良子
代表委員 豊田依子

いっそうのゆきとどいた教育の条件整備等を求める要請書

日ごろからの教育の充実に向けたご尽力に敬意を表します。

2010年12月24日、政府が閣議決定した2011年度政府予算案には、小学校1年生の学級編制標準を35人とする「新・教職員定数改善計画（案）」の具体化経費が盛り込まれました。40人学級が動き始めた1980年以来の学級編制標準の改善であり、子どもと教育にかかわる多くの人々の願いを実現する重要な一歩になります。地域住民の願いを受けて、地方から少人数学級への努力が続けられ、2010年度当初には岡山県はもちろん、すべての県で何らかの形で少人数学級が実現しています。こうした動きが国の決断を導いたことも疑いありません。つきましては、1・2の項について検討・実施されるよう要請します。

また、2010年4月20日に実施された「全国学力・学習状況調査」（以下、全国一斉学力テスト）は、国民的な批判を受けて、「悉皆調査から抽出調査へ」と制度変更を余儀なくされました。しかし、約30%という高い抽出率を残すとともに、「学校単位、都道府県ごとの抽出率の設定」とされたために、最高では72.4%の学校（中学校・香川県）が対象校とされるなど「悉皆調査から抽出調査への移行」には程遠い状況となっています。さらに、「（希望参加の場合には）採点、集計等は、設置者が自らの責任と費用負担で行う」とされ、予算確保ができなかった自治体では、その作業が学校現場に丸投げとなり、本来の学校教育に多大な悪影響を及ぼすことになりました。

2010年6月の国連の子どもの権利委員会の「勧告」ではこれまでよりリアルに「子どもの親との関係の崩壊・教師との関係の貧困の中で、子どもの幸福度の欠如があらわになっており、その上過度な競争への不満が増加し続け、子ども間のいじめ、精神障害、不登校、中退、自殺の原因となっている」と指摘されています。全国学力テストはまさにその競争に拍車をかけるものとして、中止していただきたいと心から願っています。以下の3・4の項をご検討いただき、具体化くださるよう要請します。

岡山県では県独自に4月14日に全ての中学一年生を対象に実力テストを実施するとしています。これは「小中の連携による授業改善の推進に資する」として、全国学力テスト実施以来の学力テスト体制に拍車をかけるとともに、小学校の学校間競争をより進めかねない危惧があります。よって、5の項目についても検討くださるよう要請します。

記

1. 国民的願いを受けて実現した小学校1年生での35人学級であることをふまえ、岡山県教育委員会が策定する「学級編制基準」をすみやかに改善すること。
 - (1) 小学校1年生の学級編制基準を35人以下とすること。
 - (2) 今回の措置で活用される「加配定数」は、現状でも小学校1年生の少人数学級に対応したものに限定されるとの文科省見解をふまえ、加配定数の削減を行わないこと。また、学校や地域の実情に対応した教職員配置を積極的に進めること。
 - (3) 現在県独自で実施している少人数学級は引き続き実施すること。
2. 今回の小学校1年生35人学級実施に伴い、必要とされる教職員定数増4000人について、全国で深刻化している臨時・非常勤多用化をさらにすすめるものとならないよう特別の対応を行うこと。
 - (1) 小学校1年生の35人学級実施に伴う必要な教員については、2010年に実施された教員採用選考試験にかかわる「追加登載」の措置を講じ、身分の安定した正規教員の配置によって充足させること。
 - (2) 今回の措置が計画の具体化であることをふまえ、2012年度における教員採用においては、計画の進捗および現状の定数内臨時的任用者の解消なども加味した大幅増を図ること。
3. 全国一斉学力テストの中止を文部科学省に求めること。
4. 国民世論によって、「抽出調査で十分」と政策変更になった意義をふまえ、市区町村教育委員会の地域と学校の状況にもとづく自主的な判断を尊重する対応を行うこと。「参加を希望する」ことを押しつけないこと
5. 岡山県が独自に行うすべての中学1年生対象の4教科テストは実施しないこと。

2011年10月27日

岡山県知事

石井 正弘 様

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

(略称：障岡連)

会 長 吉田 裕美 印

住所：岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内

「総合福祉法」(仮称)制定にあたって、内閣総理大臣および厚生労働大臣に
意見を具申することを求める要望書

8月30日、障がい者制度改革推進会議第18回総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下、骨格提言)が取りまとめられました。2010年4月の同部会発足以来、55人の部会員による真摯な討議を通じ、その総意をもってこの骨格提言が取りまとめられました。私たちは、関係各位の多大な尽力に心より感謝し、今後の法案作成過程において、この骨格提言の内容が全面的に実現されるよう切望いたしております。

つきましては、貴職が障がい者制度改革推進本部長である野田佳彦新首相および小宮山洋子厚生労働大臣に、この骨格提言に即した総合福祉法の制定するよう、別紙のような意見書を送付することを強く要望いたします。

【別紙】

障害者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書（案）

障害者自立支援法につき、国は、平成22年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成21年12月から、内閣の障がい者制度改革推進本部のもとですすめられている制度改革が、真に障害者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）では、障がい者制度改革の基本的考え方として、「責任を分担し必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する主体としてとらえる。」ことが示されている。

また、8月30日、障がい者制度改革推進会議第18回総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられた。この提言には2006年12月に国連が採択した「障害者権利条約」と、2010年1月に国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟原告らとの間で結ばれた「基本合意文書」をベースに、自立支援法廃止後の総合福祉法がめざすものとして、障害のない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正、安定した予算の確保など6つの点をかかげられている。さらに総合福祉法の理念・目的において憲法等に基づく基本的人権の行使を支援することを確認し、支援の対象から排除されることのない障害（者）の範囲をはじめ、障害程度区分の廃止と新たな支給決定の仕組み、利用料負担における応益負担との決別や報酬制度の日額・月額払いの統合案が組み込まれた。また、地域活動支援センターを含む小規模作業所問題の解決に向けた方向性が、就労・日中活動支援体系の改編を通して示された。

岡山県は、「新おかやま夢づくりプラン」に掲げる推進目標や「岡山県障害者長期計画」に定める理念等に基づき、「障害者等が、地域の中で、安心して快適に自立した日常生活・社会生活を営むことができる共生社会の創造」をめざして努力している。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求めるとともに、障害者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、内閣総理大臣および厚生労働大臣に以下について要請する。

記

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめる新たな総合福祉法についての意見・提言を尊重し、障害者ら当事者の意見を十分に反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）において、障害者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立すること。
3. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、障害者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上

2011年 8月 23日

岡山県知事

石井 正弘 様
岡山県教育委員会教育長
竹井 千庫 様

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会
(略称障岡連)

住 所：岡山市北区関西町 3-11
みんなの会館内
会 長 吉田 裕美 印

2012年度、県予算編成にあたり 障害児者施策の充実を求める要望書

平素より、県下の障害者の生活向上、基本的人権擁護に心を砕いてくださっていますことに心より感謝申し上げます。とりわけ、昨年度は、貴職のご尽力で県財政困難を克服しようと、黒字決算に導かれましたこと深く敬意を表します。

しかし、誠に残念なことに、そのために障害者福祉等、障害児者の福祉・医療の予算が削られ、障害者の暮らし、健康・生命維持が困難な状況に直面することが増えてきたことも否めない事実です。

また、障害児教育に関しては、急増する障害のある子どもの教育条件整備の貧しさ、とりわけ支援学校の教室不足、支援学級の新設の遅れ、教員配置の不十分さなどが保護者・教職員から強く指摘されています。

こうしたことから、2012年度は、障害者の生活実態、医療ニーズ、教育ニーズに応じた障害児者施策の充実を前進させる予算編成が実現することを願っています。

つきましては、次のことについて、貴職のこれまでにない格段のご尽力により、障害児者の福祉・教育の懸案事項がたくさん解決できますよう強く要望いたします。

記

1. 医療問題

- (1) 国に制度制定を求める意見書を提出してください。
- (2) 重度障害者医療費公費負担制度の改善を図ってください。

① 1割負担をなくし無料化すること。併せて、入院時に、医者が必要と認めた個室利用

の利用料を公費負担とすること。

- ② 対象を全国平均並みに、身障3級、療育Bおよび65才以後に重度障害者(身障手帳1～3級、療育手帳A、B)になった人も対象にすること。
- ③ 精神福祉手帳1級所持者も対象とすること。
- (3) 障害児の医療費は、せめて高校卒業年齢まで無料にしてください。
- (4) 後期高齢者医療制度について、この制度の中止・廃止を国に要請してください。

2. 障害者自立支援法について

(1) 下記事項について、国に、障害者自立支援法の抜本改正を働きかけてください。

- ① 障害者の福祉支援は、すべて国負担とすること。また、障害者自立支援法を介護保険と統合しないようにすること。
- ② 障害区分をなくし、ニーズに応じた福祉サービス支援量にすること。
- ③ 訪問介護の支給を自宅以外でも認めること。
- ④ 地域生活支援事業の充実のために、次の支援に自治体への財政的援助を強化すること。
 - i) 移動支援充実
 - ii) 障害のある児童生徒の放課後支援と結んだ日中一時支援の充実
 - iii) デイサービスの充実
 - iv) 事業所への介護支給費の単価増額
- ⑤ 障害者自立支援法による就労支援を受ける障害者の処遇を、職業訓練校と同じように、最賃に見合う就労支援費を補助すること。
- ⑥ 事業所のヘルパー、支援員等職員の賃金引き上げられる利用料支給費になるよう事業所への介護費・訓練支給費を大幅に改善すること。
- ⑦ 障害者の生活実態と結んで装具を支給することと基準の大幅な引き上げを図ること。

(2) 上記の制度改善が実現するまで下記事項について岡山県として独自の負担軽減を図ってください。

- ① 自立支援医療の自己負担分の軽減策を講じること。
- ② 補装具については、基準額を超えた費用および修理費・消耗品費の補助すること。
 - i) 車いすの耐用年数を5年に短縮する独自措置。
 - ii) 車いすの軽量化、からだの変形・残存機能に応じた車いす制作に対する補助。
 - iv) 次の消耗品に関して補助を。
 - ・車いす、電動車いすのタイヤ交換
 - ・バッテリー交換、
 - ・クラッチの滑り止め先ゴム。
- ③ 就労支援にかかわって、1割負担を強いられている利用者に独自の軽減策を講じること。
- ④ 親子4人家庭で年収400万円以下は、月額負担上限額を大幅に引き下げること。

- ⑤ 介護・支援事業所での食費は原材料費のみの負担となるように補助すること。
 - ⑥ 視覚障害者への情報の提供を点字・音声・拡大文字など、その人が必要なものでの的確・迅速に行うこと。
- (3) 地域生活支援事業について、下記事項を実現のために、県が市町村を支援して下さい。
- ① 地域生活支援事業にかかわるすべての事業を利用する利用者負担分の補助すること。
 - ② 学校の長期休業中は、就学児のデイサービス・日中一時支援の支給量について、家族の事情を考慮して必要に応じたサービス支給量を支給するために、必要な事業所の設置、または期間限定の新たな日中一時支援事業新設に補助すること。
 - ③ 障害区分認定・更新にかかわっては障害者の生活実態を十分踏まえて、決定するようにすること。また、支給量を必要に応じて支給すること。
 - ④ 移動支援および日中一時支援について次のことに充実を図ること
 - i) 報酬単価の引き上げ。
 - ii) 送迎実施の事業所には支援費の加算を。
 - iii) ヘルパーの研修の機会拡充。
 - iv) 移動支援は、支援量を③に示すように必要に応じて支給し、支給要件を24時までの片道支援も1日の範囲とした支援に。
- (4) 日常生活用具について、次のことを早急を実現してください。
- ① 障害者が利用している県営住宅の便器が古いところ、特殊便座設置(ウオシュレット)が不可能になっているところは速やかに特殊便座に改善設置すること。
 - ② 排泄器官に障害を負った人もおしめ補助の対象とすること。
- (5) 障害者自立支援法認可の事業所の指導を強化してください。
- ① 介護に当たって人権侵害にならないように指導すること。
 - ② 事業所間の問題で利用者に迷惑をかけないようにすること。

3. 雇用に関して

- (1) 最賃法により、労働局の許可により最賃を割って雇用された障害者に、最賃減額分を国が補償するよう求めてください。
- (2) このことが実現するまで県で補う制度を作ってください。
- (3) 岡山県内企業で、障害者雇用率を達成していない企業に、達成計画を提出させるとともに、その計画を公表してください。
- (4) 経済危機の中で長年働いていた職場からリストラされた障害者の雇用対策を講じてください。
- (5) 視覚障害者の職場を守るため、次のことに努力してください。
 - ① 県内の鍼灸師養成学校の新設・定員増をこれ以上認めないように、学校設置者・国に働きかけるなど県としても努力してください。
 - ② 無資格で行うマッサージ業(マッサージの名称を用いなくても、実質的にマッサージを行っているものを含む)を厳正に取り締まってください。

4. 障害のある子の子育て支援制度について

(1) 障害乳幼児の子育て支援策を充実してください。

① 市町村単位に相談センターの開設を実現すること。

② 市町村単位に親子療育学級の開設を実現すること。(岡山市・倉敷市は中学校区単位)

(2) 希望する全ての障害児に保育園利用を可能にするため次のことを早急に実現してください。

① すべての保育園で障害児の受入れるようにすること。

② 障害児(手帳未交付児も含めて)3人に1人の保育士を配置すること。

③ 要医療ケア児が入所する場合は看護師の配置すること。

④ 通所支援策を講じること(移動介護支援を受ける場合は、その自己負担を市町村に肩代わりさせ、県が一定補助すること。

⑤ すべての保育園の保育室にすべてにエアコンを設置するよう補助すること。

5. 教育関係

(1) 倉敷市に新設予定の支援学校は、地元・周辺の父母・教職員の意向を十分反映されるものにしてください。そのため、定期的な意見交換会を開催してください。

(2) 支援学校の教室不足を早急に解消してください。

支援学校通学生のスクールバス等による全面的な通学保障を実現してください。

地域の小・中学校に一人でも支援学級の設置を認めてください。また、学級編成の学級数として位置づけ、教員定数を確保してください。

要医療ケア児の地元での教育・通学を保障するための医療ケア措置を講じる条件整備を図ってください。また、学籍が訪問教育であっても、スクーリングを地元の支援学級できるように、また、支援学級に席のある児童・生徒の体調によっては、最近地にある支援学校の訪問教育を受けられるようにしてください。

発達障害がある生徒の後期中等教育保障を、子どもの学力とニーズに添って可能にするよう条件整備を図ってください。

さまざまな理由で義務教育・後期中等教育を未就学のままに置かれている障害者で、希望する者に義務教育・後期中等教育を保障するようにしてください。

障害状況から、障害のある児童生徒に学校側が「胃瘻・気管切開」など医療治療を進めることのないようにしてください。

(9) 支援学校・支援学級に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒が安全な学校生活を送るために、教職員及び学校看護師が対応可能な医療的ケアの基準を示してください。

6. バリアフリーに関すること・その他

(1) 公共施設におけるバリアフリー化を促進させてください。

(2) 公営住宅に介護補助具を取り付ける場合も助成してください。

(3) ヘルパー養成機関で障害者への理解を持つように学習の機会を保障してください。

(4) 障害者に対する理解を徹底させるようにパンフレット・集会等で学習の機会を県・各自治体で増やしてください。

(5) 吉備路マラソンについて、車いす等を使用する障害のある子の参加を可能にするため、参加条件を緩和し介護者付き参加ができるように力を貸してください。

(6) 視覚障害者の移動の自由等を保障するために、次の項目について、指導・通達等で市長村に徹底するようにしてください。

① 放置自転車対策を一層充実すること。(特に点字ブロック上・地下街や建物の入り口など)

② 福祉タクシー制度を全市町村で実施し、所得制限を撤廃すること。

(7) 下記事項について、西日本 J R に要請してください

① 新幹線などドアの位置が決まっている列車が発着するホームに、新神戸駅のような稼働柵を設置して安全対策を強化すること。

② 鉄道駅ホームの案内放送を改善すること。(行き先、列車の種類、編成など広島駅で行っているように)

③ 視覚障害者が改札口やホームの階段の位置をわかるように岡山駅以外の駅にも音声案内をつけること。

④ ホームへの階段やエスカレーターに音声案内を設置すること。

⑤ 鉄道駅など、不特定多数の者が利用する施設の改修工事については、事前に障害者団体にその情報を提供するとともに、工事中は保安要員を配置してください。

(8) 以下の項目について「さんすて管理者」に改善を要請してください。

① 「さんすて管内」の主な通路に点字ブロックを敷設すること。

② さんすての1階・2階のトイレに既存の点字ブロックから誘導ブロックを敷設すること。また、トイレの入り口に点字・音声の案内を設置すること。

(9) 一番街のエスカレーターに音声案内を設置するよう管理者に要請すること。

7. 参政権保障に関する要求

(1) 各種選挙公報を点字・拡大文字・音声で発行してください。当面「選挙のお知らせ」の点字版は選挙公報の内容が全文掲載されているものにしてください。(参議院選挙で実施されています。)

(2) 投票所に設置されている点字の候補者名簿は短冊のようなものではなく、普通の用紙に印刷したものにしてください。

8. 障害当事者・家族、関係者も参加する災害時対策に関する会議・検討部会等の場を設置し、次のことを検討してください。

(1) 災害時の個人情報個人情報を個人情報保護に配慮しつつ、把握する指針を作成すること。過去および今回の経験から、被災した障害児者の把握および具体的な支援内容を各種支援組織等がつかめず、支援できてないことをどうするかなど、一定の条件の下に、障害者団体や支援団体等にも情報を開示し共有できるよう、より具体的な指針を示してください。

(2) 放送や情報伝達における情報保障を徹底すること。

テレビ放送（生放送・緊急放送を含む）や、地域における災害情報等の伝達においては、手話、字幕、解説音声、分かりやすい内容等による情報保障を徹底する指針を明らかにしてください。

(3) 被災したすべての障害者や事業所等が、支援の対象から漏れ出ることがないように次のことについて対策指針を示してください。

① 特定疾患等の証明書の再発行にかかる手続きを簡略化する指針。

② 震災に伴い交通手段がなお限られていることから、通院等にかかる交通手段やその費用を確保し、本人に追加の負担がかからないようにする支援指針。

③ 居住市町村以外での生活を余儀なくされている障害者へのサービス給付を含めて、障害者自立支援法等の柔軟な運用を行ってください。「被災県」以外に避難している被災障害者に対しても、十分な支援指針。

④ 障害児学校を避難場所にする指針。

⑤ 社会福祉施設等への介護職員の派遣に当たっては、被災地の受け入れ事業所が自立支援給付等公費給付により負担する仕組みには無理があるので、県の負担での派遣が可能となる指針。

⑥ 社会福祉施設等災害復旧に当たっては、居宅介護事業所など特定の事業所を除外することなく、被災のあったすべての事業所が支援を受けられるように国への働きかけおよび県独自の支援指針。

⑦ 停電により、人工呼吸器装着障害者の生命に危険が発生するため、この危険性、対処指針。

以上

国保滞納者の差し押さえ急増、4年で5倍 朝日新聞調査



国民健康保険（国保）の保険料を滞納し、財産を差し押さえられる世帯が増えている。朝日新聞社が19の政令指定市と東京23区に聞いたところ、回答があった37市区の差し押さえ件数の合計が、2010年度までの4年間で5倍に増えたことがわかった。差し押さえた財産を換金するケースも急増。雇用悪化を背景に国保料収納率の低下に歯止めがかからず、強制

徴収が加速している実態が浮き彫りになった。

調査は7月、計42市区を対象に06～10年度の差し押さえ状況を聞いた。仙台、京都両市と東京都渋谷区は10年度分について「未集計」「非公表の段階」と回答。大田、板橋両区は「古いデータが残っていない」と答えた。残る37市区の差し押さえ件数は06年度、計3429件だったが、10年度は4.96倍の計1万7020件に増加。特に指定市の伸びが大きく、増加率は6.6倍に上った。

10年度で見ると、指定市では横浜（2913件）、福岡（1745件）、名古屋（1254件）の順に多く、北九州は99件だった。23区は杉並区の943件が最多。差し押さえた財産の内訳は預貯金が50%で最も多く、保険（22%）、不動産（15%）と続いた。36市区が回答を寄せた差し押さえ金額（滞納額）は総額9億3千万円。4年前に比べて4.6倍となった。

岡山市社会保障推進協議会事務局長 米田信敏

2011年10月18日

岡山県知事

石井正弘 殿

県民の人権と福祉にかかわる要求書

岡山県地域人権運動連絡協議会

2011年10月18日

岡山県知事

石井正弘 殿

岡山県地域人権運動連絡協議会

議長 中島純男

申し入れ書

貴職におかれましては、県民本位の県政確立に向けてご奮闘されていますことに心から敬意を表します。また、日頃より私どもの展開する各種の取り組みに、ご支援・ご協力をいただいていることに対しまして、感謝申し上げる次第です。

私ども岡山県地域人権運動連絡協議会(岡山県人権連)は、部落問題解決に逆行する課題解決への取り組みはもとより、地域社会を人権の視点で見直し、地域社会に存在する様々な人権課題や住民の生活防衛・就労・教育・福祉・医療など幅広い分野で山積している切実な要求の実現に向け、運動を日夜展開しているところです。

さて、3月11日に発生した東日本大震災と大津波、そして東京電力福島第1原子力発電所の重大事故による放射能汚染は、日本だけでなく世界各国から注視され、地震対策と原発見直しの議論が拡大しています。

県内でも近い将来予測されている巨大地震への対応をめぐって、見直しをせざるを得ない状況にあります。

また、防災と併せて有事下を想定した防衛庁と米軍との共同軍事作戦構想「ヤマザクラ演習」は、中国地方で中国大陸と朝鮮半島の仮想敵国が日本に攻め入ったと仮定した軍事構想シナリオとして、その存在が判明しています。

平和で安全な暮らしを求める県民の声に応える地方政治を具現化する県政が求められています。米軍戦闘機の低空飛行問題と併せて、こうした事態に県は、断固抗議の声をあげるべきです。仮想敵国としながら、国・県・財界がアジア戦略の最重要相手国と位置づける事に違和感をおぼえる県民も多いことと推察されます。

TPP問題などを含め、地場産業、農林水産業の育成を含めた地方経済の立て直しに加え、働く場の確保と就労ルールの徹底等、県政の抱える課題は多岐にわたります。

このような情勢の下で、貴職におかれましては、今日的課題を的確にとらえた上で、憲法の保障する平和と人権、公正・民主の県行政をさらに発展させるために、県民の人権と福祉にかかわる以下の具体的要求項目に対して誠意あるご回答をしていただきますよう申し入れます。

2011 年度対県要求項目

1. **重点項目** 防災、原発事故に係って以下の点について明らかにされたい。
 - ① 3月11日に発生した東日本大震災・大津波及び東京電力福島第1原子力発電所の相次ぐ放射能漏れ事故の発生などを受けて、全国的に自治体の防災計画そのものの抜本的な見直しが急がれる状況にある。そうした中で、岡山県においても東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生する場合や、中国電力島根原子力発電所で放射能拡散を含む重大事故が起きた場合にどういった対応ができるのか、見直しの状況と具体策を県民に示されたい。
 - ② 東日本大震災、東京電力福島第1原子力発電所の事故などにより岡山に避難・疎開してきている人たちの多くが経済的にもけって余裕がある世帯ではなく、仕事や収入確保に関して様々な課題を有している。これらの人々に対して、岡山県としてどれだけの支援がとられているのか明らかにされたい。
 - ③ 台風12号関連の被害では、特に河川からの越水や河川への排水不良などによる浸水被害が大きかった。この点に関して、ダムからの放流など、治水行政と併せてその実態を明らかにされたい。
2. 県内における昨年度人権相談件数とその中身を明らかにされたい。また、部落問題に係って、民間運動団体の行う「確認・糾弾」会に関しては、例えば学習会と銘打っていても「公務員等は出席すべきでない」とする法務省見解に基づいて適切に対応されたい。
3. 反社会的行為である「えせ同和行為」やそれに類する行為に関して、今日的現状を明らかにされたい。また、そうした行為を未然に防止するためにどのような具体策をとっているのか明らかにされたい。
4. **重点項目** 県民の生命と暮らし、安全を最優先にした県行政を進めるため、以下の点に関して、積極的な取り組みを進められたい。
 - ① 過去3年間の生活保護申請の申請件数と認定状況を明示されるとともに、その背景をどう分析されているのか明らかにされたい。また、申請と受理後の対応については、人権に配慮した上で迅速かつ適切に行うこととし、一定期間がかかる場合、緊急につなぎ的資金を支給されたい。
 - ② 介護保険制度の見直しに係って、要支援1~2の利用者を締め出す方向が示されようとしている。そうしたことにならないように、県は県民の生命と暮らしを守る立場から国へ対して、制度の改悪とならないよう強く働きかけられたい。
 - ③ 単県医療費公費負担制度については、この間、県財政の見直しの観点から大幅に予算が圧縮されたままである。県民の生命を守る福祉県政を推進していくためにも、制度を元の水準へ回復されたい。また、制度の水準を元の状態に戻すためにかかる予算も明らかにされたい。
 - ④ 国保税の滞納克服をはじめとして、市町村からの委託も含めて総合的な税の滞納整理に関する取り組みが強化されている中で、この間の自治体毎、項目別差し押さえ件数と差し押さえ額を明らかにされたい。差し押さえにあたって、生活基盤の確保、子どもの教育への配慮な

どはどう徹底されているのか明らかにされたい。

- ⑤ 医師・看護師不足に対してどのような対策をとっているのか明らかにされたい。また、医師の地域的偏在化傾向解消に向けた抜本的な対策も講じられたい。
- ⑥ 重度心身障害者等医療給付制度に関わって、いまなお岡山県予算は、県人口比率、一人当たりの補助額、受給率すべてにおいて、中四国で最下位、全国でも他に例がないほど低位な状態となっている。特に岡山県の場合、対象範囲、補助範囲において所得制限、利用料負担ともに近隣他県と比較しても最低ランクとなっていることに加え、県は65歳以降障害者になった場合、障害者医療は受けられないとしている。同制度の早急な見直しのもと、年齢に関係なく障害者となった段階から、適用できるよう制度を改善されたい。
5. 県下の義務教育段階における、いじめ・不登校の解消等のための児童生徒支援加配に関する現状と今日的課題を明らかにされたい。
6. **重点項目** 仮称「おかやま夢づくりプラン（素案）」では、地域や産業の将来を担う若者たちに関して、「人材」育成の観点から教育を求める「おかやま発展戦略会議」の提言に沿う形で、その方向性が示されている。確かに将来を担う人材育成は必要であるが、少なくとも公教育の観点からすれば、児童生徒一人ひとりを「個人」として尊重し、教育場面でつまづいている子どもたちをどう導いていくかが問われなければならない。こうした点からみると、子どもたちに関する教育を企業の求める「人材」育成に迎合させてはならない。「第3次岡山県人権政策推進指針」「岡山県人権教育推進プラン」との関わりを含め、この点に関する県と県教育委員会の見解を示されたい。
7. 来年度から「子ども手当」を元に戻す与野党合意について様々な意見が取り沙汰されているが、子ども期の健全な発達を保障していく観点から少なくとも義務教育終了過程までの期間、医療・教育・保育にかかるすべての経費について無料化・窓口給付とするよう全国知事会や国へ働きかけられたい。
8. 子育てと就労に関する課題として、保育所の公設設置は現状を維持した上で更に充実させられたい。尚、保育をめぐる母親の就職先決が条件となっていることについて、働く女性支援・子育て支援政策の一環として是正されたい。
9. **重点項目** 県下のすべての義務教育課程において、少人数学級編制を取り入れられたい。併せて、すべての学校において正規の教員を増員されたい。特に中山間地域の小規模校においては、少人数のクラス編制となっている現状があり、空教室を地域の高齢者とともに共同利用できる交流広場的な空間として利用するなど、小規模高齢化集落問題とからめた議論のもとで、他の先進県の実態に学び、学校と地域住民がともに手をたずさえるモデルケース的な教育実践を行われたい。
10. 校内暴力、児童虐待、いじめ、不登校、保健室登校など、児童生徒を取り巻く県下の状況はいまなお深刻である。県教育委員会は、こうした状況の背景をどうとらえているのか。問題解決に向けての対応策を示されたい。
11. 児童生徒の健全育成に向け、「子どもの権利条約」批准を実効あるものにすべく、岡山県において「岡山県子どもの権利条例」を制定されたい。
12. **重点項目** 県民の働く場の確保と、それに向けた条件整備を整えられたい。

- ① 県及び県教育委員会は、障害者法定雇用率に関して、過去3年間の雇用人数・数値に関して明らかにされたい。また、県教育委員会に関しては、法定雇用率達成に向けた今後の見直しも併せて明らかにされたい。
 - ② リーマンショック以降、冷え込んでいる県内高校新卒予定者などの就職環境改善のため、若者の働く場の確保に関して、経済界・企業などへの働きかけを強化されたい。その際、県においても公務分野における正規雇用枠を拡大されたい。
 - ③ 県内の中小零細企業振興施策と併せて、若者の中小零細企業への就職を補助する上からも中小零細企業へ若者が就職した際の補助金制度を更に強化されたい。また、こうした制度があることを関係者に周知徹底されたい。
 - ④ 福祉や介護職場で働く職員の賃金を安定的に向上させ、雇用の確保や拡大をはかるためにも、国に対して、職員の処遇改善に関する早急な見直しを求める意見をあげられたい。その際、利用者負担が増加しないよう意見をあげられたい。
 - ⑤ 岡山県立の職業訓練施設に関して定数・学科・支援策など更に充実させ、訓練期間満了者の就職先確保を徹底されたい。
13. **重点項目** 都市部・農村部を問わず、県内でも高齢者・障害者を中心に、いわゆる「買物難民」問題等が生じている。自治体等が、低料金で利用できる福祉タクシー、市内循環バス等を運行するなど積極的な取り組みを進める自治体等への県としての支援策を確立されたい。
 14. 国や県の推進する「大規模農地」の集積農法や農業法人化による大規模展開や農業ブランド化に係って、県南地域においても、その大半は兼業農家であり、必ずしも大規模集積農法には適しているとはいえない。食料自給率が約40%という世界に類を見ない我が国の農業事情を打開し、岡山の将来像を構築していくために、自給率アップに向けた対策と併せて、中小零細農業者への支援策を強化されたい。その際、農業近代化資金や就農支援資金等をさらに充実させ、若者がより農業に意欲的に取り組める施策を早急に実施されたい。併せて、学校給食などを通じて、地産地消を推し進められたい。
 15. 林業についても若者にとって安定した雇用の場となるよう政策を更に拡充させるとともに、現在行っている新築家屋に対する県内産材の使用量によって補助している制度を更に拡大推進されたい。
 16. **重点項目** 環太平洋経済連携協定（TPP）問題は、すべての分野における関税を基本的に取り払う内容であることから、農水省や経済産業省の試算でも、国内農業のみならず、中小企業、小売業なども含めて幅広い分野において深刻な影響を及ぼす危険性が指摘されているところである。県においては、こうした現状と将来予測を的確にとらえた上で、反対の態度を表明されたい。
 17. 岡山県における小規模高齢化集落問題の実態を明らかにされたい。また、将来予想と、そうした地域における医療・介護・公共交通などの確保に関する具体的な政策をどうするのか明らかにされたい。
 18. **重点項目** 中国山地を訓練空域とした米軍機の低空飛行問題が以前から指摘されている中で、県民生活を守る立場から岡山県として、こうした問題が再度起こらないように、これまで以上に国・米国大使館・米軍基地へ強く抗議されたい。また、今回の津山市上田邑の井口氏宅での

土蔵崩壊等の被害の実態に関する原因調査結果を明らかにするとともに、県内の被害の実態を明らかにし、その補償をどうしていくのか示されたい。

19. 岡山県が行財政改革による県下の地方振興局及び県事務所、保健所などの縮小閉鎖によって、県民と県政業務をつなぐ窓口は大幅に縮小されたままである。東日本大震災の教訓を活かして、県民生活に支障をきたすことのないようにされたい。特に保健所の統廃合は、その影響も大きく安易に行わないようにされたい。

以上